

令和8年第1回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

村長議会招集挨拶

議長 木村健一 君

村長から議会招集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和8年第1回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会招集の挨拶を申し上げます。

北国の冬も終わりに近づき、全国各地から春の便りが届けられております。議員の皆様方には年度末を控え、何かとご多用のところ定例議会を招集致しましたが、議員各位のご出席のもとに本日開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

過般1月23日に招集された、第215回通常国会は冒頭で衆議院が解散され、2月8日総選挙が執行されました。結果は、政権与党がより強固なものとなり、会期を7月17日までの、150日間とする、第221特別国会は2月18日に開会し、第2次高市内閣がスタートしました。強い政治基盤を手にしての国会運営となりますが、将来世代を含め、国民に対し真に責任を果たせる政策が求められております。決して慢心することなく熟議の国会審議のもと、出来るだけ早期に新年度予算が成立し、物価高騰対策や景気回復に向けた経済対策等により、国民の暮らしに寄り添った施策が進むよう念願するものであります。

さて、本定例会に提案いたしました案件は、25件であります。単行議案は12件で、同意案件につきましては、教育委員の任命同意についてであり、新たに佐古大氏を任命致したく存じますので、ご同意いただきますようお願い申し上げます。又、各会計補正予算に関する議案を提案いたしておりますが、入札執行残や予算の不用額の整理、及び追加補正などであります。なお又、令和8年度の一般会計及び各特別会計等の予算案を提案いたしておりますが、新年度予算につきましては、様々な物価上昇圧力を受ける中、編成に当たっての基本方針のポイントを「スモールメリットを活かした、持続可能な社会の実現」とし、第8期総合振興計画に基づく主要事業を柱に、継続性や緊急性を考慮しながら、各分野で予算措置が必要なものについて、計上致した所です。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それぞれの案件につきまして、上程の際、詳細説明致しますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。何分宜しくようお願い申し上げます。

開 会 ・ 開 議

議長 木村健一 君

只今の出席議員数は7名で定足数に達しておりますので、令和8年第1回初山別村議会定例会

を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 木村健一 君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長より指名します。

4番 齊藤勝博君、5番 長谷川幸廣君、両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 木村健一 君

日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。加藤委員長。

議会運営委員長 加藤一裕 君

ただ今、指名がありましたので報告いたします。議長から今期定例会の会期等の諮問を受け、去る2月24日に議会運営委員会を招集し、協議の結果、案件を勘案し、会期を本日から3月9日までの5日間とすることといたしました。

以上であります。

議長 木村健一 君

お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から3月9日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月9日までの5日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長 木村健一 君

日程第3 諸般の報告を行います。

事務局長に朗読させます。佐藤事務局長。

事務局長 佐藤公彦 君

第1回初山別村議会定例会諸般の報告

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告・村政執行方針等

議長 木村健一 君

日程第4 行政報告・村政執行方針等であります。村長及び教育長から発言を求められておりますので順にこれを許します。

先に村長から行政報告を願います。村長。

村長 宮本憲幸 君

令和8年第1回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております資料の順に従いまして、報告申し上げます。

1の令和7年度各会計予算現況のうち(1)一般会計であります。当初予算額24億2,320万円に対し、今回の補正額を含めまして、25億7,600万8千円といたしております。

当初予算に対しまして、金額で1億5,280万8千円、率にして6.3%の増となっております。また、財政調整基金の2月末現在額は、11億2,141万5千円であります。

令和7年度の予算執行に当たりましては、経常経費の節減に努め、国・道補助金などの特定財源は、概ね当初予算に見込んだ額が確保されておりますほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、物価高対応子育て応援手当支給事業費国庫補助金などの追加補正財源についても計上どおり確保ができる見込みであります。歳入の大半を占める普通交付税は、臨時経済対策費ほかにより、当初予算に対し1億9,429万5千円の増額となり、今回の補正で財政調整基金繰入金のうち8,605万5千円を減額いたすものであります。

そのほかの本年度予定していた主な事業については、概ね計画どおり完了ないしは完了見込みであります。

次に(2)国民健康保険特別会計であります。当初予算額2億700万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額1億9,371万円、差引1,329万円、率にして6.4%の減となっております。この主な要因は、保険給付費の減額等であります。なお、2月末日現在の財政調整

基金額は、5,552万6千円となっております。
(3) 介護保険特別会計であります。当初予算額2億160万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額2億1,411万6千円、差引1,251万6千円、率にして6.2%の増となっております。この主な要因は、介護サービス等諸費及び国庫負担金等返還金の増額等であります。なお、2月末日現在の財政調整基金額は、2,976万円となっております。
(4) 後期高齢者医療保険特別会計であります。当初予算額2,610万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額2,699万1千円、差引81万1千円、率にして3.4%の増となっております。この主な要因は、システム改修費の増額等であります。
(5) 診療所特別会計であります。当初予算額5,560万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額5,802万3千円、差引242万3千円、率にして4.4%の増となっております。この主な要因は、前年度繰越金、備品購入費の増額等であります。
次に、(6)の簡易水道事業会計であります。当初予算額は、事業費用では1億4,376万6千円、資本的支出では7,977万5千円で今回の補正を含め、現行予算額は事業費用で1億5,430万1千円、資本的支出では7,929万3千円となっております。差引事業費用では1,053万5千円の増、率にして7.3%の増、資本的支出では48万2千円の減、率にして0.6%の減となっております。この主な要因は、事業費用では簡易水道施設の修繕料の増額等であり、資本的支出では基金積立金の減額となっております。なお、2月末現在の計量器に係る財政調整基金額は724万5千円となっております。
(7)の農業集落排水事業等会計であります。当初予算額は、事業費用では1億2,186万9千円、資本的支出では6,065万7千円で今回の補正により、現行予算額は、事業費用で1億2,639万4千円、資本的支出では5,934万5千円となっております。差引事業費用で452万5千円の増、率にして3.7%の増、資本的支出では131万2千円の減、率にして2.2%の減となっております。この主な要因は、事業費用では処理場設備の修繕及び処理場におけるランニングコストの増額等であり、資本的支出では初山別地区農業集落排水施設整備事業実施設計委託料の減額となっております。なお、2月末現在の償還基金額は1,951万9千円となっております。
以上で、行政報告を終わります。
議長 木村健一 君
次に村政執行方針を願います。村長。
村長 宮本憲幸 君

令和 8 年度村政執行方針
別紙について朗読あり記載省略
議長 木村健一 君
暫時休けいします。
(休憩 午前 11 時 17 分 再開 午前 11 時 35 分)
議長 木村健一 君
休けい前に引き続き会議を開きます。
次に教育行政執行方針を願います。教育長。
教育長 大水秀之 君
令和 8 年度教育行政執行方針
別紙について朗読あり記載省略
議長 木村健一 君
以上で行政報告・村政執行方針等は終わりました。
日程第 5 一般質問
議長 木村健一 君
日程第 5 一般質問を行います。
議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。
発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての議員の発言は、会議規則第 55 条の規定により質問開始から 60 分以内とします。
発言を許します。4 番 齊藤勝博君。
4 番 齊藤勝博 君
クマ出没対策と村民の安全確保について、村長に伺います。
昨年、全国的にクマの出没が相次ぎ、出没件数や人身被害の数において、過去最多を大幅に更新しました。
本村においても、8 月 20 日から初山別市街地でのクマの出没が続き、8 月 24 日には道がヒグマ注意報を発出。その後、中学校周辺に電気柵を緊急設置するなどの対策は講じていただきましたが、多くの村民の皆さんが不安な日々を過ごしていた事はまだ、記憶に新しいところであります。これから冬眠明けの春を迎える事、また、今年も全国的なクマの出没が予想されている事

<p>などからも、村民の皆さんの生活や尊い生命を守る為、本村においても事前に対策を講じる必要 があると思いますので、次の点について伺います。</p>
<p>①クマが出没しそうな危険個所での定期的な草刈りを行政主導で実施してはどうか。</p>
<p>②保育所、小学校、中学校、スクールバス等にクマスプレーを設置、及び、希望者へのクマス プレーの貸し出しをしてはどうか。</p>
<p>③生活圏にクマが出没した場合に限り、I P告知放送や広報車を使用し、村民に周知や注意喚 起はできないか。</p>
<p>以上の点について、質問致します。</p>
<p>村長 宮本憲幸 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>村長。</p>
<p>村長 宮本憲幸 君</p>
<p>斉藤議員のご質問にお答えします。</p>
<p>昨年は全国的に人間の生活圏へのクマの出没が多数発生し北海道内においては、令和7年中、 6件の人身被害がありそのうち、2名の方が命を落とされたところであります。</p>
<p>人間の生活圏への出没の原因は多数あるところですが、主なものとしましては、ドングリやコ クワなどの山なりの凶作と人間の生活圏の近くで育った個体数の増加にあると言われておりま す。本村を含む「天塩から増毛」の地域内推定個体数は930頭とされており、増加傾向にある のが現状であります。本村におきましても、捕獲数は令和6年度20頭、令和7年度27頭とこ れまでにない頭数の捕獲実績となっており、近年の出没箇所が市街地に徐々に近づいているとこ ろを問題視しているところであります。ご質問にもありましたとおり、昨年8月20日から初山 別中学校周辺での出没をはじめとして、三日間程度、出没が続いたことから8月24日からヒグ マ注意報を発令し警戒にあたりました。警戒内容としましては、生活支援メール、広報車や広報 お知らせ版による広報活動による出没情報の住民への提供や出没ポイントを中心とした巡回や監 視カメラの設置による出没痕跡の把握及び刈払いによる初山別小・中学校裏手の緩衝帯整備や電 気柵の設置を行ったところであります。これらの警戒内容の中、8月24日以降、出没の痕跡が なかったことから、9月23日にヒグマ注意報の解除を行っております。</p>
<p>ご質問1点目の「クマが出没しそうな危険個所での定期的な草刈りを行政主導で実施してはど うか」との提案についてであります。本村において、「初山別村ヒグマゾーニング計画」を作</p>

成し、ヒグマの捕獲や緩衝整備などを区域ごとに定め捕獲体制や防除体制の適正化を実施しているところであります。令和8年度については、これまでの緩衝帯整備を拡大し各種補助金や交付金を活用し実施することを検討しております。また、ヒグマの侵入経路となっている河川周辺の河畔林等の整備については、河川管理者である北海道と協議し整備を進めることとあります。

2点目の「保育所、小学校、中学校、スクールバス等に熊スプレーを設置、及び希望者へのクマスプレーの貸し出しをしてはどうか」との提案については、その効果等の知見を深めながら、保育所や各学校等の関係機関と調整し、今後検討してまいりたいと思っております。熊スプレーは緊急避難的場面に用いるものでありますので、まずは、園児や児童生徒がそのような場面に遭遇しない環境整備が最優先かと考えております。また、個人へのクマスプレーの貸し出しについてですが、北海道内の一部の自治体で観光協会などを通じてレンタルサービスを実施しているところもありますが、個人への貸し出しは、様々な問題もあることから、屋外で実施する町内会イベントなどの団体活動の際の貸し出しについて、検討を進めたいと考えます。

3点目の「生活圏にクマが出没した場合に限り、IP告知放送や広報車を使用し、村民に周知や注意喚起はできないか」との提案については、昨年8月の初山別中学校周辺及び10月の初山別川周辺での出没の際には、生活支援メール、広報車による住民への注意喚起、出没周辺住宅への出没情報チラシの配布を即日実施しております。今後におきましても、「注意喚起」・「情報提供」は極めて重要ですので、IP告知放送については、昨年の段階で状況に応じて活用することを検討していたところであり、有効活用により効果的な対策に努めたいと考えます。また、広報車の利用については、3台の公用車に新たに、より聞こえやすい外部スピーカーを設置することとしており、状況に応じて的確に対処して参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

ヒグマ対策は、地域住民の方々が安全に日常生活を営むうえで、大変重要なものであります。

対策内容は捕獲に偏るものではなく、常に、住民生活の安全がより確保される対策が最優先され、継続的に安全確保されることが必要と考えております。

これから、春を迎えヒグマの活動期間に入ることから、村としましても事前の対策や準備を進めているところであり、住民の皆様にも対策の一環でご協力を願うことも想定されます。

村と住民の皆様とともにヒグマ対策を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

4番 齊藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

4 番 齊藤勝博君。
4 番 齊藤勝博 君
一点目について、再質問致します。
<p>新年度に緩衝帯を拡大し整備するとのことでありましたが、定期的な草刈りの最たるものがこの緩衝帯の設置だと思います。昨年中学校の裏手にクマが出没しまして、その時に電気柵を緊急設置していただきましたが、その後もクマ出没があったことから緩衝帯の整備が進んだところであると思います。緩衝帯を少し調べてみますと、緩衝帯の役割としましては野生動物が好む隠れ場所を無くし、見通しをよくして動物が近づきにくい環境を作ることにあるかと思ひます。緩衝帯は物理的にクマの侵入を防ぐものではなく、電気柵と組み合わせることで効果をより発揮するということでもあります。昨年電気柵を設置していただきましたが、私も現場を確認しに行きますと、おそらくテニスコートの裏の方、若干の電気柵のない場所があるのかなと思ひますし、北側に電気柵を確認しに行きますと小学校の裏手側で止まっていると思ひます。新年度の緩衝帯の整備と電気柵の関係性、どこまでの範囲で実行するのか、それについてお伺ひいたします。</p>
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。
村長 宮本憲幸 君
<p>緩衝帯の話ですが、令和8年度に予定している具体的な場所については、私の答弁の後に担当課長から話をさせていただきたいと思ひます。日本の国全体の中で人口減少あるいは少子高齢化が進んだ中で、里に人が住まなくなった、住むことができなくなったということが、野生動物と人間の住む社会との境がわからなくなっているということが一つの大きな全国的な社会の問題であると思ひます。中々境目がわからないといった点では、クマ自体が山での食料が不足になってきたら、当然どこかでその食を満たすために里に下りてくる。その時に、そのエリアが人のエリアか自分のエリアかわからなくなった状態でクマが生活し、そこで生まれ育ったクマが、ここは自分のエリアなんだという理解の中で住んでいることは一つの大きな社会問題だと思ひています。そこで境目をはっきりさせ、そして草刈りを十分にやって電気柵が整備されていれば一定程度抑えられるかなという思ひもあり、丁寧な整備に努めていきたいと思ひています。</p>
<p>また一方で、先ほども述べましたが、河川がクマの侵入路となっている可能性がある。これは本村だけでなく、札幌市内においても豊平川を境に、あるいは東区北区においても河川から入っ</p>

てきている実態があると言われてしています。本村においても、特に初山別市街地は両サイド初山別川と茂初山別川があるわけです。断定はできませんが実際、今までの経過を見ていたら、そこに足跡があった、クマが見られたことがあるわけですから、やはり河川整備の観点からしっかりやっってもらふ必要があると思います。北海道は今、二級河川は推計含めて400くらいの河川があるわけですが、うちの村だけでなく似たような状況下にある自治体も数多くあります。従来は河川の管理でいうと、水管理が主体だったけれどもこういう問題が出てきている以上は、もはやそれでは済まない。クマ対策の中での河川の在り方というの、国土交通省あるいは北海道庁にも考えてもらいたいと強く伝えてきました。その結果、道の方でも一気には出来ませんが、うちの環境を理解した中で河川の整備についてクマの出没対策の整備をとお話をいただいておりますので、これからも引き続き市街地にクマが入らないような形にするために、河川の整備には、議員が言われた緩衝帯の整備と電気柵を合わせて設置したいと思います。具体的には担当課長の方からお話させていただきます。

経済課長 大西孝幸 君

議長。

議長 木村健一 君

大西経済課長。

経済課長 大西孝幸 君

令和8年度に行う予定であります、緩衝帯の整備及び電気柵の整備について答えさせていただきます。まず、緩衝帯の整備につきましては今村長が申し上げた通り河川の周辺、それと有害鳥獣と線を引くと言いますか、人間の生活圏の明確化として実施したいという思いもあります。

一点目、初山別川河川の管理道があるんですが、その河川側を北海道で行っていただいて、初山別川の両岸、今年度どこまで進むかわかりませんが北海道で実施されるので、数年かけて2年間で千代田橋まで両岸整備していきたいという要望で進めています。今年度恐らく水辺の学校周辺、去年出没していた周辺につきましては、両岸緩衝帯の整備が進むものと考えております。

二点目は、先ほど議員のご質問にもありましたが、テニスコートの裏手についての立木の伐採と刈払いを実施したいと考えております。また、初山別小中学校の裏手の緩衝帯整備及び茂初山別川の交流センター側の刈払いも実施したいと考えております。学校周辺と茂初山別川の刈払いについてはヒグマ対策補助金等を活用しながら実施したいと考えております。電気柵の整備についてなんですが、現在昨年設置したものは村の鳥獣害対策協議会の備品でございまして、電気柵500m1基しかございません。北海道からも借りることは出来るんですが、北海道は他の

自治体の貸し出しの案件もあり全てを貸し出ししてくれるわけではありませんので、これも同じく次年度のヒグマ対策の補助金で検討していきたいと思います。中学校周辺初山別川周辺から茂初山別川の方にも電気柵整備を検討したいんですけども、墓地などの土地の所有の関係もあることから、今後検討して進めたいと思います。また中学校周辺に設置する電気柵、河川周辺に検討している電気柵につきましては、農業者の協力により農業者が設置する電気柵と接続する形での整備も考えております。以上です。
4番 斉藤勝博 君
議長。
議長 木村健一 君
4番 斉藤勝博君。
4番 斉藤勝博 君
先程の村政執行方針の中にも、緩衝帯の整備や電気柵による出没防止対策を実施し、効果的な被害防止対策を実施するとありますので、今後の出没状況を見ながらその都度適切に対応していただきたいなと思います。
それでは二点目について質問いたします。クマスプレーの設置に関しましては、今後知見を深めながら検討するということでありました。調べてみますと今クマスプレーもですねネット販売でも粗悪品また偽物が流通しています。今回質問した件を、村民の皆さんや団体が必要なクマスプレーを準備できるのかどうかというところで、村で正しいものを購入していただいてそれを元に参考にして購入していただくのも良いかなと思い質問させていただきました。そして今回、二点目の質問の中に保育所からスクールバスにかけての具体的な箇所を設けるよう設置してはどうかと質問しましたが、これはクマが市街地に出没した場合のことを想定して質問しています。しかし、人間がクマの生活圏に入る場合これも多数あると思います。特に役場の担当課によっては、公用車に乗ってクマの生活圏に入って作業することも多いかと思しますので、そこにはぜひともクマのスプレーを常備しないと、職員の皆様を守るためにも猟銃を持って山に入るわけではありませんから、丸腰で向う職員の為にもここはぜひとも準備していただきたいなと思いますがその辺についてはどうでしょうか。
村長 宮本憲幸 君
議長。
議長 木村健一 君
村長。

村長 宮本憲幸 君

今、クマスプレーの話をしていただきました。世間一般的にはクマスプレーの話が出てますけども、これは本当にどのくらいの効果があって使い方がどうなのか気になっているところではあります。今回改めて性能なりを調べてみて議員がお話しされたとおりで思っております。クマスプレーの成分というのは、カプサイシンという唐辛子成分で強力な刺激を与えることによってということであります。その効力が果たしてどうなのか、国の制度の中には基準がないわけでありましてそのような点では本当に効果があるものなのか、表示の仕方について問題を抱えているようでもあります。しかし、最終的にそのような場面に出くわした時に何もないよりもそのようなものがあれば何かしらプラスになると考えられるわけです。ツキノワグマ等が非常に出ている所では、すでに岩手県あたりでスプレーの講習会でいいスプレーなのか、また使い方についての勉強会をやっているようです。これからも、うちの職員を含め住民の皆さんも危険な目にあつた場合にスプレーを如何に活用するのかということは今まで以上に知見を深め勉強した中で効果的な方法を模索していく必要があると思います。8年度の予算の中でも、課としてはすでにクマスプレーの購入も予定しているようですけれども、その中においては効果や使い方などそういうものを含めて住民の皆さんにも、時においては必要な場面が出てくるとすれば知見を高めることが含まれるのかなと思います。このような費用は予算の中から出るわけですが、私も昨年、数回環境省あるいは農林水産省の方に要望に行きました。今年の予算の中では国の予算はまだ決定していませんけれども環境省においては今まで国全体の予算の中で環境省としては2億しか持っていなかった。それから農林水産省は99億。合わせてクマ対策に101億の予算だったんですが、これだけ日本全国の中でクマ被害あるいは国民の皆さんが暮らしていく上で危険があるということであれば、それは国の施策としてもっとやっていく必要があると強く訴えてきました。今年度の予算案の中では、環境省52億、農水は99億ということで151億の予算が計上されています。その予算の中で、緩衝帯あるいは電気柵もそうですし、たまたま遭遇した時のクマスプレーの扱いあるいはハンター育成のための費用。こういった費用を予算に基づいて着実に進めていくことが極めて重要なんだと思います。私も国の方に行ったときに、常にこういうことを言ってきました、憲法第25条にもすべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、そして第2項ではその国としての役割は国の責務だと言っているわけでありまして。今日本の国は世界でも先進国と言われてますけども、でも人間の生活圏の中で暮らしていくのに命を取られるあるいは毎日の生活を脅かされるこれはあってはならないことであつて、国や都道府県あるいは自治体が結束してこの問題に立ち向かっていなければならぬと思っています。今後ともしっかりと取組

<p>んで行ってもらいたいと思います。</p>
<p>4番 齊藤勝博 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>4番 齊藤勝博君。</p>
<p>4番 齊藤勝博 君</p>
<p>村長のおっしゃるとおり、クマプレーも大変粗悪品や偽物も多くてEPA基準やアメリカ環境保護庁の基準ですとか、調べてみるとこの基準を参考に満たしたものが日本国内にもあるそうですので、そちらを調べて参考にしながら正しいものを購入し今後検討していただきたいなと思います。</p>
<p>それでは三点目について質問させていただきます。今回質問したIP告知放送や広報車の必要性でありますけれども、やはり緊急時の場合には生活支援メールやLINEでは少し弱いのかなと思っております。というのも、文字での情報というのは感情やニュアンスが伝わりにくくて緊急性を認識できないですし、また村民によっては常々スマホや携帯を見ない方もいらっしゃるのでは時間差によって気付かないでクマの出没地域に入ってしまう人達も多数いると思います。他には初山別村で生活する人以外にも、村外の仕事の業者ですとか観光客も含めて村の情報を持たない人達が数多くクマ出没シーズンには来ております。そうした人たちのためにも、音声による周知というのは、とても大事だと思っております。音声による情報発信は、不特定多数の人たちに一齐に情報を発信できるということ、また屋外スピーカーや広報車を使用することによって私は大音量が山に流れてクマが一定程度寄り付かない、そういった抑止力もあると思いますけれどもこの辺の活用方法、今年度スピーカーを付けたりとご検討されていると思いますが、その辺について今一度伺います。</p>
<p>村長 宮本憲幸 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>村長。</p>
<p>村長 宮本憲幸 君</p>
<p>クマに限らず、村民の皆さんに情報をキャッチしていただく、適宜キャッチしていただくことは極めて重要であると思っております。IP告知放送について言えば、緊急避難的な時に自然災害含めて活用ということでもありますけれども、市街地にクマが出没したということになれば、まさに</p>

緊急的でいち早くそのことを何らかの形で伝えなければ事故が起きる可能性がある。情報キャッチのための多様性が必要であると思います。メールを流しているからいいんだということではなくて、当然メールをキャッチできない方達のためにも、多様な方法で早く伝えることが重要であるという中では、公用車を使ったスピーカーからの発信、そのことが色々な角度から効果的になることは十分考えられますので。それはクマの出没の問題だけでなく、今後においても例えば水道で事故があったときにはメールだけではなくてきちんと生の声で伝えるという多様性を持たせる。このようなことが必要だと思います。今、公用車のスピーカーの設置状況ですけども、今の車両は内部スピーカーがあつて、内部スピーカーについては今まで7台の公用車についていたんですが、内部スピーカーでは気象状況や風向きなど色々なことがありますけども中々キャッチできない、簡単に言えば聞こえずらい、わからないと。少しでもしっかりした拡声機能のある外部スピーカーを付けて少しでも体制を整えるべきだということで、新年度予算で3台の公用車については外部スピーカを、出力もあつて住民の皆さんに知らせることの出来る体制を取ることになっています。一方では、スピーカーの使い方、マイクの使い方、放送の仕方においてもしゃべり方によっても、聞こえるか聞こえないかの差が出るとと思いますので、職員の方もその辺は色々経験しながらどうやったら伝わりやすいのかということも研究しながら少しでも住民の皆様にも伝わるような体制づくりが必要だと思っています。

4番 齊藤勝博 君

議長。

議長 木村健一 君

4番 齊藤勝博君。

4番 齊藤勝博 君

今回は、クマ出没対策と村民の安全確保についてと題して、三点のことについて質問致しましたが、クマ対策で最も重要なのはクマに近づかないこと、またクマを近寄らせないことだと思っております。村民の皆さんの生活や生命を守ることを第一に考え、その都度必要に応じ今後も臨機応変に対策を講じていただきたいと思います。以上で終わります。

議長 木村健一 君

これで一般質問を終わります。

暫時休けいします。

(休憩 午後 12時24分 再開 午後1時30分)

議長 木村健一 君

休けい前に引き続き会議を開きます。

日程第6 同意第1号

議長 木村健一 君

日程第6 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者から説明を求めます。寺崎総務課長。

総務課長 寺崎廣輝君

同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 初山別村字初山別121番地

氏名 佐古 大

生年月日 昭和53年 6月1日

令和 8年 3月 5日提出

初山別村長 宮本 憲 幸

令和7年12月28日に急逝されました故菊井真証委員の後任として佐古大氏を任命致したく、ご同意を賜りますよう提案いたすものであります。

任期は4年間になりますが、前任者の残任期間となり令和10年9月30日までとなります。

以上で説明を終わります。

議長 木村健一君

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一君

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。本件は人事案件ですので討論を省略し直ちに採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認め、これより採決します。
採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。
(全員起立)
議長 木村健一君
起立全員です。
同意第1号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。
日程第7 報 告 第 1 号
議長 木村健一君
日程第7 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)を議題とします。
提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝君
報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)
損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告する。
令和 8年 3月 5日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりました。本件は報告事項ではありますが、特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですので報告第1号専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)については以上で報告済とします。
日程第8 議 案 第 2 号
議長 木村健一君
日程第8 議案第2号 初山別村過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題としま

す。
提案理由等の説明を求めます。佐藤企画振興室長。
企画振興室長 佐藤恵輔 君
議案第2号 初山別村過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
初山別村過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度～令和12年度）を別紙の通り策定するものとする。
令和 8年 3月 5日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により、本計画を策定しようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（質疑なし）
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第2号 初山別村過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第9 議案第3号
議長 木村健一 君
日程第9 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

とします。
提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 8年 3月 5日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 人事院勧告に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり
可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第10 議案第4号
議長 木村健一 君
日程第10 議案第4号 初山別村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議
題とします。

提案理由等の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第4号 初山別村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 8年 3月 5日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行、及び地方公共団体の情報システム標準化の移行に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略。
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第4号 初山別村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第11 議案第5号

議長 木村健一 君
日程第11 議案第5号 災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第5号 災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 8年 3月 5日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 災害弔慰金の支給に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
2番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番高場志津子君。
2番 高場志津子 君
災害弔慰金の支給に関する国の法律を受けて、村で昭和49年に条例を作ったと思うんですけども、その50年間の災害弔慰金の支給だとか災害援護資金の貸し付け等、支給を行った事例は50年間でありますか。それと、支給審査委員会を今回きちんと置くということになりますか。
住民課長 大井英世 君
議長。
議長 木村健一 君
大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
条例ができてから50年になりますけども、一度も村としてこの部分で支給金を支給する検討をしたことはありません。今回の審査会の設置なんですけど、令和元年に国の方で色々な災害があったときに、災害関連死という部分の認定が困難であったということで、8年前になります

<p>けども、国の方で審査会をきちんと設置して対応してくださいと通知があったところです。その後約8年が経過したんですけれど、未だにまだ3割程度しか審査会の設置が進んでいないという状況の中で、昨年国の方から再度設置するようにと通知がありましたので、今回設置ということで条例改正を提案させていただきました。以上です。</p>
<p>2番 高場志津子 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>2番高場志津子君。</p>
<p>2番 高場志津子 君</p>
<p>わかりました。村長の執行方針にもありましたように、最近自然災害が激甚化しているということでこのような対応も必要なのかと思います。支給審査委員会ですが今回新たに委員会としてきちっと設置する訳ですね。ということを確認させていただきます。</p>
<p>住民課長 大井英世 君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>大井住民課長。</p>
<p>住民課長 大井英世 君</p>
<p>この審査委員会の条例が採決されましたら、執行してその後災害関連死の関係が出た時に諮問できるように体制は整えたいと思います。</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>他に質疑ありませんか。</p>
<p>(質疑なし)</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。</p>
<p>(異議なしの声多数あり)</p>
<p>議長 木村健一 君</p>
<p>異議なしと認め、これより採決します。</p>
<p>議案第5号 災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p>

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議 案 第 6 号

議長 木村健一 君

日程第 1 2 議案第 6 号 初山別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大井住民課長。

住民課長 大井英世 君

議案第 6 号 初山別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

初山別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を、別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 3 月 5 日提出

初山別村長 宮 本 憲 幸

提案理由 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行
に伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありません
か。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 6 号 初山別村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 13 議案第 7 号
議長 木村健一 君
日程第 13 議案第 7 号 初山別村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第 7 号 初山別村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
初山別村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を、別紙のように制定しようとするものである。
令和 8 年 3 月 5 日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 子ども子育て支援法等の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業が創設されたため、本事業に係る事業者運営基準を新たに定めるものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。

議案第7号 初山別村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
では原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第14 議案第8号
議長 木村健一 君
日程第14 議案第8号 初山別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第8号 初山別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
て
初山別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 8年 3月 5日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 指定ごみ袋追加に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。

議案第8号 初山別村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
では原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第15 議案第9号
議長 木村健一 君
日程第15 議案第9号 初山別村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第9号 初山別村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 8年 3月 5日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第9号 初山別村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 10 号

議長 木村健一 君

日程第 16 議案第 10 号 初山別村公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大西経済課長。

経済課長 大西孝幸 君

議案第 10 号 初山別村公園条例の一部を改正する条例の制定について

初山別村公園条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和 8 年 3 月 5 日提出

初山別村長 宮本憲幸

提案理由 初山別山手公園敷地の追加及びみさき台公園オートキャンプ場（フリーサイト）の使用数の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第 10 号 初山別村公園条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休けいします。
(休憩 午後 2時20分 再開 午後2時40分)
議長 木村健一 君
休けい前に引き続き会議を開きます。
日程第17 承認第1号
議長 木村健一 君
日程第17 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて〔令和7年度北海道初山別村一般会計補正予算(第5号)〕を議題とします。
説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
令和7年度北海道初山別村一般会計補正予算(第5号)について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法179条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。
令和 8年 3月 5日提出
初山別村村長 宮本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は歳入・歳出一括質疑とします。
質疑のある議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので、討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君

異議なしと認め、これより採決します。
承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議 ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は承認することに決定しました。
日程第18 議案第11号
議長 木村健一 君
日程第18 議案第11号 令和7年度北海道初山別村一般会計補正予算(第6号)を議題と します。
提案理由の説明を求めます。寺崎総務課長。
総務課長 寺崎廣輝 君
議案第11号 令和7年度北海道初山別村一般会計補正予算(第6号)について 別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑の方法についてお諮りします。
本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにし ます。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べてください。
これより歳出の質疑を行います。22ページからです。
2番 高場志津子 君
議長。
議長 木村健一 君
2番高場志津子君。
2番 高場志津子 君

5 つについて質問致します。
まず、25 ページ 5 目 企画費 18 節 負担金補助及び交付金
留萌中部振興協議会連携事業負担金、現状においてはこの連携の負担金をどのような事業に対して負担金を出しているか、お聞きしたいと思います。
41 ページ 1 目 労働諸費 18 節 負担金補助及び交付金
初山別事業協同組合補助金、これは令和4年度に国の補助金を活用して事業が開始されましたけれど、年々事業が縮小していっている要因を、単に派遣従業員がいない他に何か課題があるのか要因があるのかということをお聞かせ願いたいと思います。
続いて、42 ページ 3 目 農業振興費 18 節 負担金補助及び交付金
スマート農業推進事業補助金が補助されましたけど、どんな事業に対して補助金を出されたのか。その補助を受けた方は個人使用だったのか共同グループで使用しているものなのかお聞きしたいと思います。
46 ページ 4 目 農林水産物直売所運営費 10 節 需用費
先ほどお聞きしたところ、修繕料はガス・給湯器・トイレの修繕をされたということですが、内部を全面的に改修されました。次に運営をする個人の方が全部費用負担をしてやられたものなのか、お聞きします。
最後に、58 ページ 1 目 学校管理費 1 節 報酬
臨時特別支援教育支援員報酬。これは小学校では配置されておりますが、中学校では配置できなかったと。それはどんな理由でしょうか。
以上5点について質問致します。
企画振興室長 佐藤恵輔 君
議長。
議長 木村健一 君
佐藤企画振興室長。
企画振興室長 佐藤恵輔 君
25 ページの5目企画費18節の負担金補助及び交付金、留萌中部振興協議会連携事業負担金の内容についてご質問あったことに回答いたします。本協議会は、苫前町、羽幌町、初山別村2町1村で構成された協議会で主に移住・定住に係る事業に対しての取り組みを行っています。負担金の内容といたしましては、移住交流フェアに参加するための参加負担金、主な経費に対する役務費それから消耗品、あとは参加する際の職員の旅費を含んでおりまして、この度減額になり

ました15万5千円につきましては、参加する移住交流フェアの参加料を色々なイベントがある中で当初計画していたイベントよりも安価なイベントに参加したことによって減額になった内容が主でございます。以上です。

経済課長 大西孝幸 君

議長。

議長 木村健一 君

大西経済課長。

経済課長 大西孝幸 君

それでは5款の労働諸費であります初山別事業組合の補助金の関係でご質問がありました。事業の規模の縮小、年々縮小している形態について回答させていただきます。

ご質問にありましてとおりに令和4年度から本事業につきましては実施されており、計画的には11年度までの事業計画となっております。ご指摘いただきましたとおりに年々事業規模を縮小しているような傾向でございます。その一番の要因としましては派遣職員の人員確保がネックになっているのかなと考えております。構成されている組合の方から業務があったとしても人数がないと回りきることができないわけですから、常時近年におきましては一人ないしは二人の体制で派遣職員運営しているところであります。どうしても一人しかいなければ一業務にしか回れないのが一般的に考えればご存じのとおりだと思います。どうしても人数がいなければ要望にも応えられない状況が出てきているかなと思っております。ですので、やはり事業の縮小している要因の大きなものの一つとしてはやはり派遣職員の確保が困難になっているというところが一つの要因かなと考えております。

次の質問ですが、農業振興費のスマート農業推進事業補助金関連のご質問について回答いたします。本事業につきましては国のデジ田交付金を活用した事業になります。内容といたしましては農業用ドローン及び農業用トラクターの自動操作システム、こちらの導入を今年度実施しております。ドローンにつきましては5件の申請がありまして5台導入しております。自動操作システムにつきましては6件の申請をいただいてシステム自体は9台導入しているということであり、申請していただいた農業者の構成でありますけれども、法人の農業者、個人の農業者入り混じっている形でございます。ですので、認定農業者であります方々からの申請を受けて個人法人問わず助成させていただいている状態であります。

農林水産物直売所、北極星の修繕の関連のご質問です。こちらにつきましては修繕の一部の内容は以前から話しているとおりに、次年度以降の業者による修繕が行われております。こちらは原

状回復可能な部分についての修繕のみでございますので、その費用については個人のご負担になるのが現状となります。こちらに提案している修繕料につきましては、ガスボイラーについては経年劣化で故障したものでありますが、もう一つのトイレ修繕につきましては原状回復が可能な箇所となりませんので、こちらについては管理者であります村の方で修繕対応することがふさわしいと考えまして今回の補正予算にて計上させていただき、今後修繕を考えているところであります。以上です。

教育次長 小川志鏡 君

議長。

議長 木村健一 君

小川教育次長。

教育次長 小川志鏡 君

10款中学校費の特別支援教育支援員の関係ですけれども、令和7年度については、支援員ということで1名の確保しかできませんでした。この1名の支援員の方ですけれども、ずっと小学校というわけではなくて、例えば午前中小学校、午後から中学校というような勤務をしていただいて令和7年度勤務していただきました。本来、小学校、中学校それぞれ確保できればよかったんですけれども、令和7年度校長先生の方からも声掛けをしていただいて探したんですけれども、見つからなかったということで1名の対応となってしまいました。

議長 木村健一 君

他に質疑ございませんか。

5番 長谷川幸廣 君

議長。

議長 木村健一 君

5番長谷川幸廣君。

5番 長谷川幸廣 君

27ページ 12目 地域おこし協力隊事業費 12節 委託料

現在何名の方が活動しているのでしょうか。次年度何名程度を予定しているのか。

企画振興室長 佐藤恵輔 君

議長。

議長 木村健一 君

佐藤企画振興室長。

企画振興室長 佐藤恵輔 君
今年度の地域おこし協力隊の構成についてお答えいたします。年度当初3名の隊員の方が活動を開始されましたが、ご存じのとおり10月末に観光支援型の1名が退任されて、現在2名体制で活動を行っていただいております。令和8年度につきましては、今2名の内1名が1年間満度の任期がある方で、残りの1名が6月7日をもって丸3年の任期を迎える方になります。1月から新たに、自治体任用型を追加して募集を開始しておりますけども、今のところ令和8年度から新規に採用される方がない状況であります。以上です。
議長 木村健一 君
他に質疑ございませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
歳出の質疑がないようですので歳入の質疑に移ります。3ページからです。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第11号 令和7年度北海道初山別村一般会計補正予算(第6号)については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第19 議案第12号
議長 木村健一 君
日程第19 議案第12号 令和7年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。

住民課長 大井英世 君
議案第12号 令和7年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について 別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第12号 令和7年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第20 議案第13号
議長 木村健一 君
日程第20 議案第13号 令和7年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第4号） を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第13号 令和7年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第4号）について 別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第13号 令和7年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第21 議案第14号
議長 木村健一 君
日程第21 議案第14号 令和7年度北海道初山別村立診療所特別会計補正予算(第4号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大井住民課長。
住民課長 大井英世 君
議案第14号 令和7年度北海道初山別村立診療所特別会計補正予算(第4号)について別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)

議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第14号 令和7年度北海道初山別村立診療所特別会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第22 議案第15号
議長 木村健一 君
日程第22 議案第15号 令和7年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。東出主任技師。
主任技師 東出寛興 君
議案第15号 令和7年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算(第3号)について別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は収入支出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第15号 令和7年度北海道初山別村簡易水道事業会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第23 議案第16号
議長 木村健一 君
日程第23 議案第16号 令和7年度北海道初山別村農業集落排水事業等補正予算(第3号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。長谷川主任技師。
主任技師 長谷川孝之 君
議案第16号 令和7年度北海道初山別村農業集落排水事業等補正予算(第3号)について別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は収入支出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第16号 令和7年度北海道初山別村農業集落排水事業等補正予算(第3号)については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 1 7 号

日程第 2 5 議案第 1 8 号

日程第 2 6 議案第 1 9 号

日程第 2 7 議案第 2 0 号

日程第 2 8 議案第 2 1 号

日程第 2 9 議案第 2 2 号

日程第 3 0 議案第 2 3 号

議長 木村健一 君

日程第 2 4 議案第 1 7 号 令和 8 年度北海道初山別村一般会計予算

日程第 2 5 議案第 1 8 号 令和 8 年度北海道初山別村国民健康保険特別会計予算

日程第 2 6 議案第 1 9 号 令和 8 年度北海道初山別村介護保険特別会計予算

日程第 2 7 議案第 2 0 号 令和 8 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第 2 8 議案第 2 1 号 令和 8 年度北海道初山別村立診療所特別会計予算

日程第 2 9 議案第 2 2 号 令和 8 年度北海道初山別村簡易水道事業会計予算

日程第 3 0 議案第 2 3 号 令和 8 年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計予算

以上、7 件につきましては関連がありますので、一括議題とします。

議長 木村健一 君

お諮りします。本件については議長を除く、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思います。

なお、説明は本会議を省略し、予算審査特別委員会において求めることにします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。

よって本件は、予算審査特別委員会を設置しこれに付託し、なお説明は予算審査特別委員会に

開 会 ・ 開 議

議長 木村健一 君

只今の出席議員数は7名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております議事日程表第2号のとおりであります。

日程第1 議案第17号

日程第2 議案第18号

日程第3 議案第19号

日程第4 議案第20号

日程第5 議案第21号

日程第6 議案第22号

日程第7 議案第23号

議長 木村健一 君

日程第1 議案第17号 令和8年度北海道初山別村一般会計予算

日程第2 議案第18号 令和8年度北海道初山別村国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第19号 令和8年度北海道初山別村介護保険特別会計予算

日程第4 議案第20号 令和8年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第5 議案第21号 令和8年度北海道初山別村立診療所特別会計予算

日程第6 議案第22号 令和8年度北海道初山別村簡易水道事業会計予算

日程第7 議案第23号 令和8年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計予算

以上、7件について一括議題とします。

予算審査特別委員長から審査結果の報告を求めます。高場委員長。

予算審査特別委員長 高場志津子 君

予算審査特別委員会の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、3月5日議長を除く議員全員をもって構成され、議案第17号一般会計予算、議案第18号から議案第21号までの各特別会計予算、議案第22号、23号の各事業会計予算の計7件が付託されました。

委員会構成後、本委員会は3月6日慎重に審査を行った結果、採決にあたっては少数意見を留保する委員もなく全員の起立をもって原案どおり可決されました。

以上、会議規則第40条の規定により報告します。

議長 木村健一 君
本案に対する委員長報告は可決であります。予算審査特別委員会は議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので質疑・討論を省略し一括採決します。
この採決は起立によって行います。
議案第17号 令和8年度北海道初山別村一般会計予算
議案第18号 令和8年度北海道初山別村国民健康保険特別会計予算
議案第19号 令和8年度北海道初山別村介護保険特別会計予算
議案第20号 令和8年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計予算
議案第21号 令和8年度北海道初山別村立診療所特別会計予算
議案第22号 令和8年度北海道初山別村簡易水道事業会計予算
議案第23号 令和8年度北海道初山別村農業集落排水事業等会計予算
以上7件について委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
(全員起立)
議長 木村健一 君
着席願います。
起立全員であります。よって、議案第17号令和8年度北海道初山別村一般会計予算及び議案第18号から議案第21号までの令和8年度北海道初山別村各特別会計予算4件及び議案第22号、議案第23号令和8年度北海道初山別村各事業会計予算2件、以上の7件については委員長の報告のとおり可決されました。
議長 木村健一 君
お諮りします。議事運営上3月9日に審議を予定されております4件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題にしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、4件の案件を追加し議題とすることに決定しました。
追加日程表配布のため暫時休けいします。
(休憩 午後 3時25分 再開 午後 3時26分)
議長 木村健一 君
再開します。

追加日程第1 発議第1号

議長 木村健一 君

追加日程第1 発議第1号 初山別村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

制定条例案は、お手元に配布してあります諸般の報告に綴り込みのとおりであります。

本件につきましては、すでに全員協議会において協議済みでありますので、会議規則第37条に規定する議案等の朗読は必要がないものと認め、提出議員からの説明にとどめます。

提出理由等について、説明をお願いします。

1番 加藤一裕 君

発議第1号 初山別村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。

令和 8年 3月 5日提出

提出者 初山別村議会議員 加藤 一裕

賛成者 初山別村議会議員 長谷川 幸廣

賛成者 初山別村議会議員 三谷 博子

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君

異議なしと認めます。提出議員は自席に着席願います。

これより採決します。

発議第1号 初山別村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
追加日程第2 発議第2号
議長 木村健一 君
追加日程第2 発議第2号 議員の派遣についてを議題といたします。
議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思いをます。
ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、発議第2号議員の派遣についてはお手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。
追加日程第3
議長 木村健一 君
追加日程第3 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長及び総務経済常任委員長から、委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一 君
異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
追加日程第4
議長 木村健一 君
追加日程第4 組合議会会議の報告についてを議題とします。
本日の定例会までに組合議会の会議に出席された議員に対し、会議規則等運用例160の規定

